

予算特別委員会資料

令和7年度予算説明書

市長室
行財政局

目 次

I	令和7年度市長室・行財政局事業の概要	1
II	予 算 議 案	
	予算第1号議案 令和7年度神戸市一般会計予算	6
	予算第12号議案 令和7年度神戸市公債費予算	35
III	関 連 議 案	
	第3号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件	43
	第4号議案 神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例の件	64
	第5号議案 神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件	69
	第6号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件	71
	第7号議案 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員 に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する 条例の件	74
	第8号議案 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件	77
	第9号議案 神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例の件	116

I 令和7年度市長室・行財政局事業の概要

1 総 括

令和7年度予算では、SDGsの視点に基づく「神戸2025ビジョン」に掲げる施策を積極的に展開することにより、市民一人ひとりが幸せを実感でき、温かみのあるまちづくりを進めていく。4月には神戸空港で国際チャーター便の運用が開始され、2030年前後の国際定期便の就航も見据え、国際化という新たなポテンシャルを最大限活用し、市内経済のさらなる活性化を図るなど、国際都市としての価値を高め、神戸市を「さらなる高み」へ押し上げていく。

また、豊かな自然に近接した都市としての強みを生かし、多様な主体の参画を促進しながら、森林・里山の再生やまちの緑化に取り組むなど、暮らしの質・都市の価値を高めていく。

これらの取り組みとあわせて、果敢な成長戦略による投資の好循環の創出などにより、将来世代が過度な負担を背負い込むことがないように、未来を見据えた循環型社会を創造し、持続可能な大都市経営を行うことで、「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現を確かなものにしていく。

2 主要事業の概要

(1) 時代の変化に対応した市政改革の推進

時代の変化に迅速かつ柔軟に対応し、限りある人材で質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供するため、「行財政改革方針2025」に沿って市政改革に取り組む。神戸市クレドの行動指針に基づき、職員一人ひとりがDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、働き方改革（業務改革）に主体的に取り組むことにより、職員の意識改革及び組織風土改革を推進する。

(2) 事務効率化の取り組み

「やめる・へらす・かえる」の視点に基づく業務改革を推進し、全庁をあげて事務のあり方・進め方改革を遂行できるよう、業務プロセスの改善等を支援するとともに、全庁横断的な事務の効率化に取り組む。

また、人事・給与・福利厚生などの総務事務について、総務事務センターによる事務の集約化やICTの利活用による事務の効率化を推進する。

(3) 公正な職務執行の推進

「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」に基づき、コンプライアンスを推進し、公正な職務執行や服務倫理の徹底を図るとともに、内部統制の取り組みや事務事業の監理・調査等を通じて、不適正な事務処理や不祥事などの未然防止に努める。

また、「神戸市行政手続条例」による適切な事務執行を図るほか、公益通報制度の適正な運用に努める。

(4) 本庁舎・公用車・文書等の管理業務

本庁舎・公用車の管理、文書・法務・行政不服審査事務等を行う。

また、本庁舎2号館の再整備、「神戸市歴史公文書館」の供用開始に向けた取り組みを進める。

(5) 組織及び職員に関する事務

組織及び職員の定数を管理するほか、職員の適正配置を図り、選考、服務、分限、懲戒、人事評価、人事制度の調査・研究等を行うとともに、職員に対する給与の支給、給与制度の調査研究及び改善、職員研修その他人材育成、福利厚生事業等を行う。

また、多様化する行政課題に対応するため、多様な人材の確保や職員一人ひとりの能力の向上・活用、女性職員の活躍推進等に取り組むとともに、頑張っている職員が真に報われるよう人事・給与制度の運用を行う。

(6) 財政の企画及び調整、市債管理、資金運用

財政全般の企画、調整、予算編成、執行管理、財政広報、市会提出議案の調製等を行う。

また、国・県等の各関係機関に対し、地方税財源の充実や財政措置の拡充などに関する要望活動を行い、財源確保に努めるとともに、適正な市債の発行及び管理、効率的な資金の運用を行う。

(7) 契約事務

工事請負契約、物品調達その他請負等の入札・契約事務のほか、地元企業への優先発注など契約事務に係る相談、指導及び調整を行う。

(8) 財産管理及び不動産の取得・処分、資産活用

公有財産、財産区有財産の管理、保全及び処分に関すること、公有財産事務の連絡及び調整を行うほか、未利用市有地等の市有財産のさらなる利活用を積極的に推進していく。また、不動産の取得及びこれに伴う損失補償事務並びに用地取得関係事務の支援及び調整を行う。

さらに、公共施設等総合管理計画に基づき計画的かつ適正な施設管理が図られるよう、公共施設の総合的な管理（ファシリティマネジメント）を推進する。

(9) 市税の賦課徴収

市民税、固定資産税等の市税に関する賦課徴収事務を行うとともに、市税総額の確保と収入率の向上を図るため、滞納整理を効率的に推進し、滞納繰越額の圧縮を目標に納税督促及び滞納処分事務を行う。

また、引き続きICT活用等による利便性向上と業務の効率化を図るなど、税務業務改革を推進する。

(10) 秘書事務

市長・副市長の秘書、叙勲、褒章等に関する事務を行う。

(11) 国際交流の推進

ブリスベン市との姉妹都市提携40周年、仁川広域市・大邱広域市との姉妹都市・親善協力都市提携15周年にかかる各種交流事業を行う。

また、海外からの賓客対応や在日外国公館に向けたセミナー開催等の海外プロモーション、国際会議への参加、高度外国人材誘致等の施策を通じ、神戸経済の活性化に資する国際交流を進めるほか、留学生に対する就職支援や奨学金の支給、ウクライナ避難民への支援等を実施する。

(12) 広報・広聴事業の充実

市の施策や魅力を市内外のターゲット毎に効果的に届けるため、広報戦略部が司令塔となり、デジタル媒体や外部人材・民間事業者の知見・スキルを積極的に活用した戦略的広報に取り組む。また、探しやすいホームページとFAQの運用や広報紙の内容の充実により市民にとって分かりやすい情報発信を行う。

チャット、FAQ等の機能を拡充した「お問い合わせセンター」の運用により、市民のさらなる利便性向上に取り組むほか、こどもを含めた幅広い世代の意見を施策に反映するため、市民との直接対話やICTツールを活用した広聴事業を展開する。

(13) 市政情報の提供

市政情報室の運営、市役所を訪れる市民に対する庁内案内、法律等の市民相談等を行う。

また、政策案等の決定に際し市民の知恵を活かす意見提出手続制度や、情報公開制度、個人情報保護法に基づく個人情報保護制度の適切な運用を行う。

Ⅱ 予 算 議 案

(予算第 1 号議案)

令和 7 年度神戸市一般会計予算

一 般 会 計

1 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入			
款	項	金 額	備 考
1 市	税	331,392,422	
	1 市 民 税	158,908,761	
	2 固 定 資 産 税	125,239,351	
	3 軽 自 動 車 税	2,108,679	
	4 市 た ば こ 税	9,866,499	
	5 特 別 土 地 保 有 税	1	
	6 入 湯 税	310,087	
	7 事 業 所 税	10,116,557	
	8 都 市 計 画 税	24,842,487	
2 地 方 譲 与 税		4,833,466	
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,384,000	
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,424,000	
	3 特 別 と ん 譲 与 税	447,052	
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	350,000	
	5 石 油 ガ ス 譲 与 税	25,000	
	6 森 林 環 境 譲 与 税	203,414	
3 利 子 割 交 付 金		193,263	
	1 利 子 割 交 付 金	193,263	
4 配 当 割 交 付 金		2,818,559	
	1 配 当 割 交 付 金	2,818,559	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		4,422,604	
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,422,604	
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		322,000	

1 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入			
款	項	金 額	備 考
	1 分離課税所得割交付金	322,000	
7 法人事業税交付金		4,564,890	
	1 法人事業税交付金	4,564,890	
8 地方消費税交付金		38,806,992	
	1 地方消費税交付金	38,806,992	
9 ゴルフ場利用税交付金		338,952	
	1 ゴルフ場利用税交付金	338,952	
10 特別地方消費税交付金		1	
	1 特別地方消費税交付金	1	
11 環境性能割交付金		1,069,000	
	1 環境性能割交付金	1,069,000	
12 軽油引取税交付金		6,383,000	
	1 軽油引取税交付金	6,383,000	
13 地方特例交付金		1,568,000	
	1 地方特例交付金	1,568,000	
14 地方交付税		94,713,000	
	1 地方交付税	94,713,000	
15 交通安全対策特別交付金		342,000	
	1 交通安全対策特別交付金	342,000	
16 分担金及負担金		10,000	
	1 負 担 金	10,000	
17 使用料及手数料		24,184	
	1 使 用 料	13,457	
	2 手 数 料	10,727	

1 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入			
款	項	金 額	備 考
18 国 庫 支 出 金		3,041,765	
	2 補 助 金	3,041,222	
	3 委 託 金	543	
19 県 支 出 金		2,500,224	
	2 補 助 金	59,224	
	3 委 託 金	2,441,000	
20 財 産 収 入		6,270,854	
	1 財 産 運 用 収 入	348,353	
	2 財 産 売 払 収 入	1,198,888	
	3 基 金 収 入	4,723,613	
21 寄 附 金		3,009,356	
	1 寄 附 金	3,009,356	
22 繰 入 金		29,824,859	
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,511,879	
	2 基 金 繰 入 金	28,312,980	
23 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
24 諸 収 入		8,125,046	
	6 過 年 度 収 入	15,000	
	7 雑 入	8,110,046	
25 市 債		73,898,000	
	1 市 債	73,898,000	
歳 入 合 計		618,472,438	

1 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 議 会 費		2,054,367	
	1 議 会 費	2,054,367	
2 総 務 費		42,104,761	
	1 総 務 費	34,782,322	
	2 企 画 費	30,018	
	3 徴 税 費	5,514,737	
	4 財 産 管 理 費	1,777,684	
15 諸 支 出 金		217,743,494	
	1 繰 出 金	210,158,934	
	2 雑 出	7,584,560	
16 予 備 費		700,000	
	1 予 備 費	700,000	
歳 出 合 計		262,602,622	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 市 税	331,392,422	313,296,438	18,095,984	本款の説明21頁
2 地 方 譲 与 税	4,833,466	4,749,178	84,288	
1 地方揮発油譲与税	1,384,000	1,393,000	△9,000	
1 地方揮発油 譲与税	1,384,000	1,393,000	△9,000	地方揮発油譲与税の譲与見込額
2 自動車重量 譲与税	2,424,000	2,366,000	58,000	
1 自動車重量 譲与税	2,424,000	2,366,000	58,000	自動車重量譲与税の譲与見込額
3 特別とん譲与税	447,052	423,378	23,674	
1 特別とん 譲与税	447,052	423,378	23,674	特別とん譲与税の譲与見込額
4 航空機燃料譲与税	350,000	350,000	-	
1 航空機燃料 譲与税	350,000	350,000	-	航空機燃料譲与税の譲与見込額
5 石油ガス譲与税	25,000	27,000	△2,000	
1 石油ガス 譲与税	25,000	27,000	△2,000	石油ガス譲与税の譲与見込額
6 森林環境譲与税	203,414	189,800	13,614	
1 森林環境 譲与税	203,414	189,800	13,614	森林環境譲与税の譲与見込額
3 利子割交付金	193,263	132,713	60,550	
1 利子割交付金	193,263	132,713	60,550	
1 利子割交付金	193,263	132,713	60,550	利子割交付金の交付見込額
4 配当割交付金	2,818,559	2,402,606	415,953	
1 配当割交付金	2,818,559	2,402,606	415,953	
1 配当割交付金	2,818,559	2,402,606	415,953	配当割交付金の交付見込額

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
5 株式等譲渡所得割 交 付 金	4,422,604	2,569,806	1,852,798	
1 株式等譲渡所得割 交 付 金	4,422,604	2,569,806	1,852,798	
1 株式等譲渡 所得割 交 付 金	4,422,604	2,569,806	1,852,798	株式等譲渡所得割交付金の交付見込額
6 分離課税所得割 交 付 金	322,000	322,000	-	
1 分離課税所得割 交 付 金	322,000	322,000	-	
1 分離課税所得割 交 付 金	322,000	322,000	-	分離課税所得割交付金の交付見込額
7 法 人 事 業 税 交 付 金	4,564,890	4,236,592	328,298	
1 法 人 事 業 税 交 付 金	4,564,890	4,236,592	328,298	
1 法 人 事 業 税 交 付 金	4,564,890	4,236,592	328,298	法人事業税交付金の交付見込額
8 地方消費税交付金	38,806,992	35,733,990	3,073,002	
1 地 方 消 費 税 交 付 金	38,806,992	35,733,990	3,073,002	
1 地 方 消 費 税 交 付 金	38,806,992	35,733,990	3,073,002	地方消費税交付金の交付見込額
9 ゴルフ場利用税 交 付 金	338,952	356,167	△17,215	
1 ゴルフ場利用税 交 付 金	338,952	356,167	△17,215	
1 ゴルフ場 利用税 交 付 金	338,952	356,167	△17,215	ゴルフ場利用税交付金の交付見込額
10 特別地方消費税 交 付 金	1	1	-	
1 特別地方消費税 交 付 金	1	1	-	
1 特別地方 消費 税 交 付 金	1	1	-	特別地方消費税交付金の交付見込額
11 環境性能割交付金	1,069,000	956,000	113,000	
1 環 境 性 能 割 交 付 金	1,069,000	956,000	113,000	
1 環 境 性 能 割 交 付 金	1,069,000	956,000	113,000	自動車税環境性能割交付金の交付見込額

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
12 軽油引取税交付金	6,383,000	6,355,000	28,000	
1 軽油引取税 交 付 金	6,383,000	6,355,000	28,000	
1 軽油引取税 交 付 金	6,383,000	6,355,000	28,000	軽油引取税交付金の交付見込額
13 地方特例交付金	1,568,000	9,821,840	△8,253,840	
1 地方特例交付金	1,568,000	9,821,840	△8,253,840	
1 地方特例 交 付 金	1,568,000	9,821,840	△8,253,840	地方特例交付金の交付見込額
14 地 方 交 付 税	94,713,000	91,541,000	3,172,000	
1 地 方 交 付 税	94,713,000	91,541,000	3,172,000	
1 地 方 交 付 税	94,713,000	91,541,000	3,172,000	地方交付税の交付見込額
15 交通安全対策特別 交 付 金	342,000	369,000	△27,000	
1 交通安全対策 特 別 交 付 金	342,000	369,000	△27,000	
1 交通安全対策 特 別 交 付 金	342,000	369,000	△27,000	交通安全対策特別交付金の交付見込額
16 分 担 金 及 負 担 金	10,000	10,000	-	
1 負 担 金	10,000	10,000	-	
1 総 務 費 負 担 金	10,000	10,000	-	建物解体費負担金
17 使用料及手数料	24,184	23,627	557	
1 使 用 料	13,457	12,900	557	
1 総 務 使 用 料	13,457	12,900	557	
1 市 役 所	9,857	10,000	△143	本庁舎使用料
4 海外移住と 文化の交流 センター	3,600	2,900	700	会議室等

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
2 手 数 料	10,727	10,727	-	
2 総 務 手 数 料	1	1	-	
1 市 役 所	1	1	-	書類の写しの交付に要する手数料
3 市 民 手 数 料	10,726	10,726	-	
1 情 報 公 開	10,726	10,726	-	情報公開
18 国 庫 支 出 金	3,041,765	1,694,759	1,347,006	
2 補 助 金	3,041,222	1,694,216	1,347,006	
1 総 務 費 補 助	3,032,222	1,678,416	1,353,806	
1 社 会 保 障 ・ 1 税 番 号 制 度 対 応 補 助	150,000	150,000	-	
2 文 化 庁 補 助	1,200	1,409	△209	
5 在 住 外 国 人 支 援 事 業 費 補 助	1,009	2,093	△1,084	
6 物 価 高 騰 対 応 重 点 支 援 地 方 創 生 臨 時 交 付 金	2,693,185	1,254,696	1,438,489	
8 デ ジ タ ル 基 盤 改 革 支 援 補 助 金	186,828	270,218	△83,390	
8 都 市 計 画 費 補 助	9,000	15,800	△6,800	
1 調 査 費 補 助	9,000	15,800	△6,800	
3 委 託 金	543	543	-	
3 其 他 委 託 金	543	543	-	
1 財 政 調 査 等 委 託 金	373	373	-	
6 人 権 啓 発 活 動 地 方 委 託 金	170	170	-	
19 県 支 出 金	2,500,224	2,531,995	△31,771	
2 補 助 金	59,224	61,995	△2,771	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
10 其 他 補 助	59,224	61,995	△2,771	
1 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 補 助	20,873	21,598	△725	
3 委 任 事 務 補 助	16,745	18,326	△1,581	
4 市 町 振 興 支 援 交 付 金	21,606	22,071	△465	
3 委 託 金	2,441,000	2,470,000	△29,000	
1 総 務 費 委 託 金	2,441,000	2,470,000	△29,000	
2 県 税 徴 収 委 託 金	2,441,000	2,470,000	△29,000	
20 財 産 収 入	6,270,854	12,825,721	△6,554,867	
1 財 産 運 用 収 入	348,353	331,832	16,521	
1 貸 地 料	322,826	306,175	16,651	
3 一 般 土 地	322,826	306,175	16,651	一般市有土地
2 貸 家 料	22,167	22,297	△130	
2 職 員 寮	10,618	10,672	△54	待機宿舎等
7 一 般 建 物	11,549	11,625	△76	一般市有建物
3 投 資 財 産 収 入	3,360	3,360	-	
1 株 式 配 当 金	3,360	3,360	-	株式配当金
2 財 産 売 払 収 入	1,198,888	9,052,387	△7,853,499	
1 土 地 売 却 代	700,000	8,670,000	△7,970,000	
3 一 般 土 地	700,000	8,670,000	△7,970,000	一般市有土地売却代
3 物 品 売 却 代	498,888	382,387	116,501	
1 行 財 政 局	498,888	382,387	116,501	共通物品等

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
3 基金収入	4,723,613	3,441,502	1,282,111	
1 基金収入	4,723,613	3,441,502	1,282,111	
1 都市整備等 基金	128,640	32,726	95,914	預金利子等
2 公債基金	4,534,560	3,397,854	1,136,706	預金利子等
3 財政調整 基金	50,000	500	49,500	預金利子
4 留学生等 支援基金	10,413	10,422	△9	預金利子等
21 寄附金	3,009,356	2,115,668	893,688	
1 寄附金	3,009,356	2,115,668	893,688	
2 其他寄附	3,009,356	2,115,668	893,688	
1 市長室	10,280	8,778	1,502	
5 行財政局	2,999,076	2,106,890	892,186	
22 繰入金	29,824,859	23,189,192	6,635,667	
1 特別会計繰入金	1,511,879	1,627,042	△115,163	各会計からの共通事務費、退職給与金等の負担繰入
1 母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業費繰入金	72,739	-	72,739	
1 一般経費 繰入金	72,739	-	72,739	
2 下水道事業 会計繰入金	353,166	430,181	△77,015	
1 一般経費 繰入金	121,338	112,935	8,403	
2 退職給与金 繰入金	231,828	317,246	△85,418	
3 港湾事業 会計繰入金	417,014	391,034	25,980	
1 一般経費 繰入金	221,383	174,294	47,089	
2 退職給与金 繰入金	195,631	216,740	△21,109	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4 産業団地 整備事業 会計繰入金	124,527	-	124,527	
1 関連経費等 負担繰入	74,008	-	74,008	
2 退職給与金 繰入	50,519	-	50,519	
5 自動車事業 会計繰入金	126,734	125,777	957	
1 一般経費 繰入	126,734	125,777	957	
6 水道事業 会計繰入金	417,699	430,918	△13,219	
1 一般経費 繰入	414,519	427,904	△13,385	
2 特別給与金 繰入	3,180	3,014	166	
○ 新都市 整備事業 会計繰入金	-	249,132	△249,132	
○ 関連経費等 負担繰入	-	164,180	△164,180	
○ 退職給与金 繰入	-	84,952	△84,952	
2 基金繰入金	28,312,980	21,562,150	6,750,830	基金の取り崩しによる繰入
1 基金繰入金	28,312,980	21,562,150	6,750,830	
1 都市整備等 基金繰入	1,654,146	1,566,035	88,111	
2 公債基金 繰入	26,640,539	17,977,737	8,662,802	
12 留学生等 支援基金繰入	18,295	18,378	△83	
19 財政調整 基金繰入	-	2,000,000	△2,000,000	
23 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
24 諸 収 入	8,125,046	7,685,644	439,402	
6 過 年 度 収 入	15,000	15,000	-	
1 過 年 度 収 入	15,000	15,000	-	
1 諸 給 与 金 戻 入	15,000	15,000	-	過年度分の給与の精算金
7 雑 入	8,110,046	7,670,644	439,402	
2 延 滞 金 加 算 金 及 過 料	388,434	392,105	△3,671	延滞金、加算金
1 市 税	388,334	392,005	△3,671	
2 一 般 土 地	100	100	-	
3 宝 く じ 収 入	6,100,000	6,100,000	-	宝くじ発売収益金収入見込額
5 償 還 金	33,053	29,007	4,046	
2 市 役 所	33,053	29,007	4,046	光熱水費等
6 受 講 料	700	700	-	
1 職 員 研 修 所 受 講 料	700	700	-	職員研修の受講料
9 雑 入	1,587,859	1,148,832	439,027	
1 市 長 室	111,139	142,265	△31,126	広報紙KOBE広告料収入等
6 行 財 政 局	1,440,820	970,916	469,904	派遣職員の人件費受入等
22 市 会 事 務 局	35,900	35,651	249	
25 市 債	73,898,000	74,621,000	△723,000	
1 市 債	73,898,000	74,621,000	△723,000	起債承認見込額
1 民 生 債	2,810,000	2,754,000	56,000	民生施設整備事業公債 2,810,000 千円
2 衛 生 債	11,432,000	4,806,000	6,626,000	神戸市民病院機構貸付金公債 10,807,000 千円 保健衛生施設整備事業公債 625,000 千円

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
3 環 境 債	4,204,000	3,252,000	952,000	埋立処分地建設事業公債 219,000千円 環境工場整備事業公債 3,731,000千円 事業所等整備事業公債 110,000千円 収集車両整備事業公債 144,000千円
4 土 木 債	20,561,000	17,843,000	2,718,000	道路整備事業公債 11,342,000千円 公園整備事業公債 3,112,000千円 河川砂防整備事業公債 1,940,000千円 海岸保全事業公債 551,000千円 港湾防災事業公債 2,730,000千円 自然災害防止事業公債 886,000千円
5 都 市 計 画 債	8,099,000	8,870,000	△771,000	区画整理事業公債 1,585,000千円 街路事業公債 6,514,000千円
6 住 宅 債	101,000	105,000	△4,000	住宅建設事業公債 101,000千円
7 消 防 債	5,189,000	2,916,000	2,273,000	消防施設整備事業公債 5,189,000千円
8 教 育 債	8,265,000	11,353,000	△3,088,000	学校教育施設整備事業公債 5,860,000千円 社会教育施設整備事業公債 2,405,000千円
9 其 他	13,237,000	12,770,000	467,000	危機管理対策事業公債 93,000千円 庁舎等整備事業公債 1,550,000千円 区総合庁舎整備事業公債 441,000千円 文化施設等整備事業公債 5,393,000千円 商工施設等整備事業公債 867,000千円 農政施設整備事業公債 74,000千円 漁業施設整備事業公債 101,000千円 農業基盤整備事業公債 153,000千円 神戸新交通株式会社貸付金公債 970,000千円 高速鉄道事業会計出資金公債 3,377,000千円 高速鉄道事業会計補助金公債 120,000千円 水道事業会計出資金公債 98,000千円
○ 臨時財政対策債	-	9,952,000	△9,952,000	
歳 入 合 計	618,472,438	597,539,938	20,932,500	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
1 市 税	331,392,422	313,296,438	18,095,984	5.8	
現 年 課 税 分	329,755,614	311,714,797	18,040,817	5.8	
滞 納 繰 越 分	1,636,808	1,581,641	55,167	3.5	
1 市 民 税	158,908,761	143,651,402	15,257,359	10.6	
現 年 課 税 分	157,926,472	142,745,144	15,181,328	10.6	
滞 納 繰 越 分	982,289	906,258	76,031	8.4	
1 個 人	132,672,500	121,381,988	11,290,512	9.3	
現 年 課 税 分	131,713,959	120,494,553	11,219,406	9.3	
当 年 度 分	130,815,661	119,872,932	10,942,729	9.1	
所 得 割	128,337,391	117,426,020	10,911,371	9.3	課税総所得金額の8/100
均 等 割	2,478,270	2,446,912	31,358	1.3	年額3,400円 ※うち400円は認知症事故救済制度等に充当
過 年 度 分	898,298	621,621	276,677	44.5	
滞 納 繰 越 分	958,541	887,435	71,106	8.0	
2 法 人	26,236,261	22,269,414	3,966,847	17.8	
現 年 課 税 分	26,212,513	22,250,591	3,961,922	17.8	
当 年 度 分	25,617,834	21,738,364	3,879,470	17.8	
法 人 税 割	19,962,345	16,162,343	3,800,002	23.5	法人税額の8.4/100(6.0/100)
均 等 割	5,655,489	5,576,021	79,468	1.4	年額50,000円～3,000,000円

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
	過 年 度 分	594,679	512,227	82,452	16.1	
	滞 納 繰 越 分	23,748	18,823	4,925	26.2	
2	固 定 資 産 税	125,239,351	123,089,482	2,149,869	1.7	課税標準額の1.4/100
	現 年 課 税 分	124,735,045	122,595,771	2,139,274	1.7	
	滞 納 繰 越 分	504,306	493,711	10,595	2.1	
1	固 定 資 産 税	124,544,325	122,396,042	2,148,283	1.8	
	現 年 課 税 分	124,040,019	121,902,331	2,137,688	1.8	
	当 年 度 分	123,715,607	121,508,655	2,206,952	1.8	
	土 地	41,836,191	40,792,815	1,043,376	2.6	
	家 屋	61,525,770	60,704,098	821,672	1.4	
	償 却 資 産	20,353,646	20,011,742	341,904	1.7	
	過 年 度 分	324,412	393,676	△69,264	△ 17.6	
	滞 納 繰 越 分	504,306	493,711	10,595	2.1	
2	国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	695,026	693,440	1,586	0.2	
	現 年 課 税 分	695,026	693,440	1,586	0.2	
	国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	695,026	693,440	1,586	0.2	
3	軽 自 動 車 税	2,108,679	2,052,344	56,335	2.7	
1	軽 自 動 車 税	27,677	39,747	△12,070	△ 30.4	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
滞 納 繰 越 分	27,677	39,747	△12,070	△ 30.4	
2 環 境 性 能 割	157,881	98,106	59,775	60.9	環境性能に応じて取得価格の0～2/100
現 年 課 税 分	133,731	79,801	53,930	67.6	
過 年 度 分	24,150	18,305	5,845	31.9	
3 種 別 割	1,923,121	1,914,491	8,630	0.5	1台当たり年額2,000円～12,900円
現 年 課 税 分	1,922,816	1,914,280	8,536	0.4	
過 年 度 分	305	211	94	100.0	
4 市 た ば こ 税	9,866,499	9,917,776	△51,277	△ 0.5	製造たばこ1,000本につき 6,552円
1 市 た ば こ 税	9,866,499	9,917,776	△51,277	△ 0.5	
現 年 課 税 分	9,866,499	9,917,776	△51,277	△ 0.5	
5 特 別 土 地 保 有 税	1	1	-	0.0	
1 特 別 土 地 保 有 税	1	1	-	0.0	
滞 納 繰 越 分	1	1	-	0.0	
6 入 湯 税	310,087	294,292	15,795	5.4	宿泊客:1人1泊150円 日帰客:1人1日75円
1 入 湯 税	310,087	294,292	15,795	5.4	
現 年 課 税 分	310,087	294,292	15,795	5.4	
7 事 業 所 税	10,116,557	9,889,257	227,300	2.3	資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 給与総額の0.25/100
1 事 業 所 税	10,116,557	9,889,257	227,300	2.3	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	伸び率	説 明
現年課税分	10,114,448	9,887,071	227,377	2.3	
当年度分	10,037,702	9,844,747	192,955	2.0	
過年度分	76,746	42,324	34,422	81.3	
滞納繰越分	2,109	2,186	△77	△3.5	
8都市計画税	24,842,487	24,401,884	440,603	1.8	課税標準額の0.3/100
1都市計画税	24,842,487	24,401,884	440,603	1.8	
現年課税分	24,722,061	24,262,146	459,915	1.9	
当年度分	24,715,824	24,255,909	459,915	1.9	
土地	11,547,431	11,299,518	247,913	2.2	
家屋	13,168,393	12,956,391	212,002	1.6	
過年度分	6,237	6,237	-	0.0	
滞納繰越分	120,426	139,738	△19,312	△13.8	

3 歳出予算の説明

(項)議会費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 議 会 費	2,054,367	2,052,335	2,032	-	10,000	35,900	2,008,467
1 議 会 費	2,054,367	2,052,335	2,032	-	10,000	35,900	2,008,467
1 議 員 費	1,224,806	1,221,843	2,963	-	-	-	1,224,806
2 職 員 費	351,897	347,592	4,305	-	-	-	351,897
3 運 営 費	477,664	482,900	△ 5,236	-	10,000	35,900	431,764

議会費の説明

- 議員の報酬、期末手当、旅費等に要する経費である。 1,224,806 千円
- 職員、会計年度任用職員の報酬及び給料、職員手当等に要する経費である。 351,897 千円
- 議会、委員会の運営費、議会活動広報費及び事務に要する経費である。 477,664 千円

(項)総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費	42,104,761	41,314,703	790,058	2,789,580	2,186,000	4,084,862	33,044,319
1 総 務 費	34,782,322	36,602,463	△ 1,820,141	161,752	1,413,000	2,859,411	30,348,159
1 職 員 費	27,716,987	30,584,985	△ 2,867,998	150,000	-	936,400	26,630,587
2 総 務 管 理 費	5,438,712	4,406,013	1,032,699	9,373	1,413,000	1,738,587	2,277,752
3 職 員 研 修 及 福 利 厚 生 費	445,516	439,023	6,493	-	-	17,517	427,999
4 渉 外 費	209,523	208,832	691	2,379	-	43,400	163,744
5 広 報 費	731,257	757,716	△ 26,459	-	-	111,280	619,977
6 広 聴 費	195,757	159,665	36,092	-	-	-	195,757
8 情 報 提 供 費	44,570	46,229	△ 1,659	-	-	12,227	32,343

(第1目)職員費

本目は、市長、副市長及び一般職員、会計年度任用職員の報酬及び給料、職員手当等に要する経費である。

市長室 66,428 千円
行財政局 27,650,559 千円

(第2目)総務管理費

本目は、秘書、業務改革、庁舎、法務支援、行政管理、人事、給与、厚生、総務事務センター、財務、契約監理、各課の一般事務に要する経費である。

市長室 22,322 千円
行財政局 5,416,390 千円

(第3目)職員研修及福利厚生費

本目は、職員の研修、安全衛生、福利厚生に要する経費である。

行財政局 445,516 千円

(第4目) 渉外費

本目は、国際交流活動・国際協力に要する経費である。

市長室 209,523 千円

(第5目) 広報費

本目は、広報活動に要する経費である。

市長室 731,257 千円

(第6目) 広聴費

本目は、広聴活動に要する経費である。

市長室 195,757 千円

(第8目) 情報提供費

本目は、市政情報の提供・市民相談等に要する経費である。

市長室 44,570 千円

(項) 企画費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
2 企 画 費	30,018	63,207	△ 33,189	-	-	-	30,018
2 総 合 調 査 費	30,018	63,207	△ 33,189	-	-	-	30,018

(第2目) 総合調査費

本目は、海外事務所の運営等に要する経費である。

市長室 30,018 千円

(項)徴 税 費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
3 徴 税 費	5,514,737	3,073,603	2,441,134	2,627,828	-	14,000	2,872,909
1 賦 課 徴 収 費	5,514,257	3,071,976	2,442,281	2,627,828	-	14,000	2,872,429
2 固 定 資 産 審 査 委 員 会 費	480	1,627	△ 1,147	-	-	-	480

(第1目)賦課徴収費

本目は、市税の賦課徴収、税務広報等に要する経費である。

1 一般事務に要する経費	612,874 千円
2 市税機械処理関係経費	1,991,724 千円
3 税務事務に要する経費	1,197,450 千円
4 税務広報に要する経費	2,209 千円
5 還付加算金	10,000 千円
6 市税過年度返還金に要する経費	1,700,000 千円
	行財政局 5,514,257 千円

(第2目)固定資産審査委員会費

本目は、固定資産評価審査委員会の運営に要する経費である。

行財政局 480 千円

(項)財産管理費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
4 財 産 管 理 費	1,777,684	1,575,430	202,254	-	773,000	1,211,451	△ 206,767
1 財 産 管 理 費	1,777,684	1,575,430	202,254	-	773,000	1,211,451	△ 206,767

(第1目)財産管理費

本目は、市有財産の活用、管理保全及び公有地の拡大に関する法律・国土利用計画法の施行に伴う事務、都市整備等基金の積立等に要する経費である。

1 市有財産の活用、管理、保全及び処分に要する経費等	821,653 千円
2 損害保険料	22,859 千円
3 一般土地購入費	100,000 千円
4 規準地の鑑定料等に要する経費	2,250 千円
5 不動産評価審議会等の経費	1,333 千円
6 国土利用計画法に基づく事務等の経費	949 千円
7 都市整備等基金の積立	828,640 千円

行財政局 1,777,684 千円

(項)繰出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金	217,743,494	195,071,951	22,671,543	13,349,719	3,595,000	57,826,632	142,972,143
1 繰 出 金	210,158,934	186,973,197	23,185,737	13,349,719	3,595,000	53,242,072	139,972,143
1 市 場 事 業 費 へ 繰 出 金	515,900	393,222	122,678	-	-	-	515,900
2 食 肉 セ ン タ ー 事 業 費 へ 繰 出 金	451,214	421,889	29,325	-	-	-	451,214
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 へ 繰 出 金	16,276,210	15,827,396	448,814	8,155,764	-	-	8,120,446
4 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費 へ 繰 出 金	4,000	4,000	-	-	-	-	4,000
5 市 街 地 再 開 発 事 業 費 へ 繰 出 金	1,406,972	1,314,914	92,058	-	-	-	1,406,972
6 市 営 住 宅 事 業 費 へ 繰 出 金	712,770	657,520	55,250	-	-	-	712,770
7 介 護 保 険 事 業 費 へ 繰 出 金	24,841,590	23,780,991	1,060,599	1,495,046	-	-	23,346,544
8 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 へ 繰 出 金	25,105,690	25,049,004	56,686	3,698,909	-	-	21,406,781
9 空 港 整 備 事 業 費 へ 繰 出 金	929,694	1,275,742	△ 346,048	-	-	0	929,694
10 公 債 費 へ 繰 出 金	115,996,715	96,891,530	19,105,185	-	-	40,702,298	75,294,417
11 下 水 道 事 業 会 計 出 金	5,179,494	5,285,621	△ 106,127	-	-	-	5,179,494
12 港 湾 事 業 会 計 出 金	9,897,269	6,515,430	3,381,839	-	-	12,404,774	△ 2,507,505
13 自 動 車 事 業 会 計 出 金	1,089,040	1,099,334	△ 10,294	-	-	-	1,089,040
14 高 速 鉄 道 事 業 会 計 出 金	7,579,777	7,969,824	△ 390,047	-	3,497,000	135,000	3,947,777
15 水 道 事 業 会 計 出 金	171,543	485,868	△ 314,325	-	98,000	-	73,543
16 工 業 用 水 道 事 業 会 計 出 金	1,056	912	144	-	-	-	1,056

繰出金の説明

○市場事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	515,900 千円
○食肉センター事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	451,214 千円
○国民健康保険事業費へ繰出金	保険基盤安定制度負担金及び 一般財源所要額繰出	16,276,210 千円
○母子父子寡婦福祉資金貸付事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	4,000 千円
○市街地再開発事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	1,406,972 千円
○市営住宅事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	712,770 千円
○介護保険事業費へ繰出金	低所得者保険料軽減負担金及び 一般財源所要額繰出	24,841,590 千円
○後期高齢者医療事業費へ繰出金	保険基盤安定制度負担金及び 一般財源所要額繰出	25,105,690 千円
○空港整備事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	929,694 千円
○公債費へ繰出金	公債元利償還予定額等繰出	115,996,715 千円
○下水道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	5,179,494 千円
○港湾事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	9,897,269 千円
○自動車事業会計へ繰出金	経営改善促進補助金等繰出	1,089,040 千円
○高速鉄道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出等	7,579,777 千円
○水道事業会計へ繰出金	阪神水道企業団繰出金等に 対する繰出	171,543 千円
○工業用水道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	1,056 千円
	行財政局	210,158,934 千円

(項)雑出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金							
2 雑 出	7,584,560	6,398,754	1,185,806	-	-	4,584,560	3,000,000
1 諸 費	7,584,560	6,398,754	1,185,806	-	-	4,584,560	3,000,000

(第1目)諸費

本目は、公債基金の積立等に要する経費である。

行財政局 7,584,560 千円

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
16 予 備 費	700,000	1,200,000	△ 500,000	-	-	-	700,000
1 予 備 費	700,000	1,200,000	△ 500,000	-	-	-	700,000
1 予 備 費	700,000	1,200,000	△ 500,000	-	-	-	700,000

行財政局 700,000 千円

4 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
広報紙制作	令和7年度～令和8年度	45,000	広報紙制作に要する経費
市民の声集約活用システム運用	令和7年度～令和12年度	13,000	市民の声集約活用システムの運用に要する経費
職員の健康管理人材派遣	令和7年度～令和9年度	86,000	職員の健康管理人材派遣に要する経費
人事業務支援システム	令和7年度～令和8年度	58,000	人事業務支援システムの構築・運用に要する経費
税務事務人材派遣等	令和7年度～令和8年度	33,000	税務事務に係る人材派遣等に要する経費
納税案内センター業務委託	令和7年度～令和10年度	234,000	納税案内センターの業務委託に要する経費
課税帳票印刷事業	令和7年度～令和11年度	513,000	課税帳票印刷事業に要する経費
税務システム機器更新	令和7年度～令和11年度	1,727,000	税務システムの機器更新に要する経費
収納管理業務	令和7年度～令和12年度	396,000	収納管理業務に要する経費
庁舎等借上料	令和7年度～令和8年度	14,000	庁舎等借上料に要する経費
市役所本庁舎2号館再整備事業	令和7年度～令和11年度	16,278,000	市役所本庁舎2号館再整備事業に要する経費
自動車借上料	令和7年度～令和14年度	51,000	自動車借上料に要する経費
市役所本庁舎1号館改修	令和7年度～令和8年度	137,000	市役所本庁舎1号館の改修に要する経費
公共施設包括管理業務	令和7年度～令和10年度	533,000	公共施設包括管理業務に要する経費
令和7年度地方債証券共同発行連帯債務	令和7年度～令和17年度	1,078,000,000 外に利息相当額	令和7年度における地方債の共同発行によって生ずる連帯債務
本会議及び委員会記録反訳	令和7年度～令和8年度	12,000	本会議及び委員会記録の反訳に要する経費

5 市 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生施設整備事業	2,810,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
神戸市民病院機構貸付金	10,807,000			
保健衛生施設整備事業	625,000			
埋立処分地建設事業	219,000			
環境工場整備事業	3,731,000			
事業所等整備事業	110,000			
収集車両整備事業	144,000			
道路整備事業	11,342,000			
公園整備事業	3,112,000			
河川砂防整備事業	1,940,000			
海岸保全事業	551,000			
港湾防災事業	2,730,000			
自然災害防止事業	886,000			
区画整理事業	1,585,000			
街路事業	6,514,000			
住宅建設事業	101,000			
消防施設整備事業	5,189,000			
学校教育施設整備事業	5,860,000			
社会教育施設整備事業	2,405,000			
危機管理対策事業	93,000			
庁舎等整備事業	1,550,000			
区総合庁舎整備事業	441,000			
文化施設等整備事業	5,393,000			
商工施設等整備事業	867,000			
農政施設整備事業	74,000			
漁業施設整備事業	101,000			
農業基盤整備事業	153,000			
神戸新交通株式会社貸付金	970,000			
高速鉄道事業会計出資金	3,377,000			
高速鉄道事業会計補助金	120,000			
水道事業会計出資金	98,000			

6 一時借入金

借入最高額

90,000,000 千円

地方債の令和5年度末における現在高並びに令和6年度末及び
令和7年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和5年度末 現在高	令和6年度末 現在高見込額	令和7年度中増減見込み		令和7年度末 現在高見込額
			令和7年度中 起債見込額	令和7年度中 元金償還見込額	
1 普通債	496,940,522	568,464,106	60,661,000	24,226,870	604,898,236
(1) 民生債	25,731,120	29,029,357	2,810,000	254,763	31,584,594
(2) 衛生債	52,211,310	52,982,545	11,432,000	5,403,643	59,010,902
(3) 環境債	48,047,156	48,065,842	4,204,000	509,622	51,760,220
(4) 土木債	157,056,964	184,851,201	20,561,000	8,186,991	197,225,210
(5) 都市計画債	61,870,060	71,458,219	8,099,000	4,391,952	75,165,267
(6) 住宅債	1,614,285	1,737,685	101,000	27,580	1,811,105
(7) 消防債	17,978,388	19,766,818	5,189,000	1,018,945	23,936,873
(8) 教育債	132,431,239	160,572,439	8,265,000	4,433,374	164,404,065
2 災害復旧債	3,654,247	3,389,725	-	544,441	2,845,284
3 その他	133,515,595	143,739,258	13,237,000	9,915,087	147,061,171
(1) 出資金	63,411,684	62,516,101	3,960,000	7,105,871	59,370,230
(2) 貸付金	29,499,498	29,167,076	970,000	1,201,023	28,936,053
(3) その他	40,604,413	52,056,081	8,307,000	1,608,193	58,754,888
4 減税補てん債	20,173,000	19,304,000	-	2,018,600	17,285,400
5 臨時税収補てん債	799,001	799,001	-	-	799,001
6 臨時財政対策債	613,130,796	608,688,100	-	26,957,174	581,730,926
7 退職手当債	5,148,000	5,148,000	-	-	5,148,000
合 計	1,273,361,161	1,349,532,190	73,898,000	63,662,172	1,359,768,018

(予算第 12 号議案)

令和 7 年度神戸市公債費予算

公 債 費

1 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入			
款	項	金 額	備 考
1 繰 入 金		228,354,445	
	1 他 会 計 繰 入 金	174,466,708	
	2 基 金 繰 入 金	53,887,737	
2 市 債		86,775,000	
	1 市 債	86,775,000	
歳 入 合 計		315,129,445	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 公 債 費		315,129,445	
	1 公 債 費	315,129,445	
歳 出 合 計		315,129,445	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 繰 入 金	228,354,445	208,414,188	19,940,257	
1 他 会 計 繰 入 金	174,466,708	167,489,941	6,976,767	公債元利償還金、一時借入金利子及び発行手数料その他公債諸費に充当するための各会計からの繰入金
1 一 般 会 計 繰 入 金	115,996,715	96,891,530	19,105,185	
1 元 金	20,098,150	19,438,371	659,779	
2 利 子	11,316,818	11,084,576	232,242	
3 公 債 諸 費	896,454	639,633	256,821	
4 一 時 借 入 金 利 子	30,000	30,000	-	
5 満 期 一 括 償 還 積 立 金	83,655,293	65,698,950	17,956,343	
2 市 場 事 業 費 繰 入 金	560,608	441,990	118,618	
1 元 金	242,132	241,069	1,063	
2 利 子	50,464	52,409	△ 1,945	
3 公 債 諸 費	2,412	2,912	△ 500	
4 満 期 一 括 償 還 積 立 金	265,600	145,600	120,000	
3 食 肉 セ ン タ ー 事 業 費 繰 入 金	128,980	126,726	2,254	
1 元 金	86,843	85,566	1,277	
2 利 子	11,939	11,166	773	
3 公 債 諸 費	1,698	1,494	204	
4 満 期 一 括 償 還 積 立 金	28,500	28,500	0	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4 母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業費繰入金	150,893	129,744	21,149	
1 元 金	150,893	129,744	21,149	
5 市街地再開発 事業費金 繰入金	1,928,891	2,222,638	△ 293,747	
1 元 金	82,053	131,916	△ 49,863	
2 利 子	205,187	228,864	△ 23,677	
3 公債諸費	17,451	20,858	△ 3,407	
4 満期一括 償還立金 積立金	1,624,200	1,841,000	△ 216,800	
6 市営住宅 事業費金 繰入金	8,579,936	8,846,023	△ 266,087	
1 元 金	4,932,109	5,155,781	△ 223,672	
2 利 子	590,141	646,974	△ 56,833	
3 公債諸費	86,686	79,768	6,918	
4 満期一括 償還立金 積立金	2,971,000	2,963,500	7,500	
7 空港整備 事業費金 繰入金	809,129	906,258	△ 97,129	
1 元 金	207,514	297,899	△ 90,385	
2 利 子	91,856	84,067	7,789	
3 公債諸費	3,959	17,492	△ 13,533	
4 満期一括 償還立金 積立金	505,800	506,800	△ 1,000	
8 下水道 事業会計 繰入金	9,468,995	9,734,138	△ 265,143	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	1 元 金	7,539,539	7,625,148	△ 85,609	
	2 利 子	1,887,439	2,054,926	△ 167,487	
	3 公 債 諸 費	42,017	54,064	△ 12,047	
9	港 湾 事 業 会 計 金 繰 入 金	16,205,567	12,220,389	3,985,178	
	1 元 金	14,602,962	10,620,877	3,982,085	
	2 利 子	1,484,856	1,503,470	△ 18,614	
	3 公 債 諸 費	117,749	96,042	21,707	
	4 満 期 一 括 債 還 金 積 立 金	0	0	0	
10	自 動 車 事 業 会 計 金 繰 入 金	984,546	800,156	184,390	
	1 元 金	918,242	721,527	196,715	
	2 利 子	58,952	67,781	△ 8,829	
	3 公 債 諸 費	7,352	10,848	△ 3,496	
11	高 速 鉄 道 事 業 会 計 金 繰 入 金	17,189,018	13,844,171	3,344,847	
	1 元 金	15,201,222	11,715,349	3,485,873	
	2 利 子	1,897,803	2,036,508	△ 138,705	
	3 公 債 諸 費	89,993	92,314	△ 2,321	
12	水 道 事 業 会 計 金 繰 入 金	2,156,861	2,184,616	△ 27,755	
	1 元 金	1,682,138	1,767,674	△ 85,536	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	2 利 子	408,745	377,908	30,837	
	3 公 債 諸 費	65,978	39,034	26,944	
13	工 業 用 水 道 事 業 会 計 金 繰 入 金	306,569	274,588	31,981	
	1 元 金	248,606	221,103	27,503	
	2 利 子	55,413	53,465	1,948	
	3 公 債 諸 費	2,550	20	2,530	
○	新 都 市 整 備 事 業 会 計 金 繰 入 金	0	18,866,974	△ 18,866,974	
	1 元 金	0	18,773,689	△ 18,773,689	
	2 利 子	0	92,105	△ 92,105	
	3 公 債 諸 費	0	1,180	△ 1,180	
2	基 金 繰 入 金	53,887,737	40,924,247	12,963,490	公債基金からの繰入金
	1 公 債 基 金 繰 入 金	53,887,737	40,924,247	12,963,490	
	1 元 金	53,692,628	40,794,128	12,898,500	
	2 利 子	194,771	129,987	64,784	
	3 公 債 諸 費	338	132	206	
2	市 債	86,775,000	60,263,000	26,512,000	
	1 市 債	86,775,000	60,263,000	26,512,000	
	1 借 換 債	86,775,000	60,263,000	26,512,000	公募債等の借換額
歳 入 合 計		315,129,445	268,677,188	46,452,257	

3 歳出予算の説明

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 公 債 費	315,129,445	268,677,188	46,452,257	-	86,775,000	112,357,730	115,996,715
1 公 債 費	315,129,445	268,677,188	46,452,257	-	86,775,000	112,357,730	115,996,715
1 元 金	206,044,136	167,475,134	38,569,002	-	86,775,000	99,456,881	19,812,255
2 利 子	18,254,384	18,424,206	△ 169,822	-	-	6,937,566	11,316,818
3 公 債 諸 費	1,334,637	1,055,791	278,846	-	-	438,183	896,454
4 一 時 借 入 金 利 子	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000
5 減 債 積 立 金	89,466,288	81,692,057	7,774,231	-	-	5,525,100	83,941,188

公債費の説明

○ 公債の元金償還金	206,044,136 千円
○ 公債の利子及び割引発行の場合の割引料	18,254,384 千円
○ 公債の発行及び償還に伴う諸費	1,334,637 千円
○ 歳計現金不足を補うための一時借入金の利子	30,000 千円
○ 満期一括償還積立金	89,050,393 千円
○ 公債基金への積立	415,895 千円

地方債の令和5年度末における現在高並びに令和6年度末及び 令和7年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令 和 5 年 度 末 現 在 高	令 和 6 年 度 末 現 在 高 見 込 額	令 和 7 年 度 中 増 減 見 込 み		令 和 7 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			令 和 7 年 度 中 起 債 見 込 額	令 和 7 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
公 債 基 金 債	19,789,361	23,377,752	415,895	3,487,406	20,306,241

Ⅲ 関 連 議 案

第 3 号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(職員退職手当金条例の一部改正)

第 1 条 神戸市職員退職手当金条例(昭和 24 年 9 月条例第 147 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(退職手当の支払の差止め) 第 11 条の 3 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について <u>拘禁刑</u>	(退職手当の支払の差止め) 第 11 条の 3 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u> 以

以上の刑が定められているもの
に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律
第131号）第6編に規定する略式手
続によるものを除く。以下同じ。）
をされた場合において、その判決の
確定前に退職をしたとき。

(2) [略]

2～4 [略]

5 第1項又は第2項の規定による支
払差止処分を行った退職手当管理機
関は、次の各号のいずれかに該当す
るに至った場合には、速やかに当該
支払差止処分を取り消さなければなら
ない。ただし、第3号に該当する
場合において、当該支払差止処分を
受けた者がその者の基礎在職期間中
の行為に係る刑事事件に関し現に逮
捕されているときその他これを取り
消すことが支払差止処分の目的に明
らかに反すると認めるときは、この
限りでない。

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者に
ついて、当該支払差止処分の理由
となつた起訴又は行為に係る刑事
事件につき、判決が確定した場合
（拘禁刑以上の刑に処せられた場

上の刑が定められているものに限
り、刑事訴訟法（昭和23年法律第
131号）第6編に規定する略式手
続によるものを除く。以下同じ。）
をされた場合において、その判決の
確定前に退職をしたとき。

(2) [略]

2～4 [略]

5 第1項又は第2項の規定による支
払差止処分を行った退職手当管理機
関は、次の各号のいずれかに該当す
るに至った場合には、速やかに当該
支払差止処分を取り消さなければなら
ない。ただし、第3号に該当する
場合において、当該支払差止処分を
受けた者がその者の基礎在職期間中
の行為に係る刑事事件に関し現に逮
捕されているときその他これを取り
消すことが支払差止処分の目的に明
らかに反すると認めるときは、この
限りでない。

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者に
ついて、当該支払差止処分の理由
となつた起訴又は行為に係る刑事
事件につき、判決が確定した場合
（禁錮以上の刑に処せられた場合

合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第11条の2第1項の規定により勘案するものとされている事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第11条の2第1項の規定により勘案するものとされている事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件
（当該退職後に起訴をされた場合
にあつては、基礎在職期間中の行
為に係る刑事事件に限る。）に関
し当該退職後に拘禁刑以上の刑に
処せられたとき。

(2)、(3) [略]

2～6 [略]

（退職をした者の退職手当の返納）

第13条 退職をした者に対し当該退職
に係る一般の退職手当等の額が支払
われた後において、次の各号のいず
れかに該当するときは、当該退職に
係る退職手当管理機関は、当該退職
をした者に対し、第11条の2第1項
の規定により勘案するものとされて
いる事情のほか、当該退職をした者
の生計の状況を勘案して、当該一般
の退職手当等の額（当該退職をした
者が当該一般の退職手当等の支給を
受けていなければ第17条第2号の規
定による退職手当（規則で定めるも
のに限る。）（次項において「失業
手当」という。）の支給を受けるこ
とができた者（次条及び第15条にお
いて「失業手当受給可能者」とい
う。）であつた場合には、第17条第
2号の規定（当該規定に基づく規則

(1) 当該退職をした者が刑事事件
（当該退職後に起訴をされた場合
にあつては、基礎在職期間中の行
為に係る刑事事件に限る。）に関
し当該退職後に禁錮以上の刑に処
せられたとき。

(2)、(3) [略]

2～6 [略]

（退職をした者の退職手当の返納）

第13条 退職をした者に対し当該退職
に係る一般の退職手当等の額が支払
われた後において、次の各号のいず
れかに該当するときは、当該退職に
係る退職手当管理機関は、当該退職
をした者に対し、第11条の2第1項
の規定により勘案するものとされて
いる事情のほか、当該退職をした者
の生計の状況を勘案して、当該一般
の退職手当等の額（当該退職をした
者が当該一般の退職手当等の支給を
受けていなければ第17条第2号の規
定による退職手当（規則で定めるも
のに限る。）（次項において「失業
手当」という。）の支給を受けるこ
とができた者（次条及び第15条にお
いて「失業手当受給可能者」とい
う。）であつた場合には、第17条第
2号の規定（当該規定に基づく規則

の規定を含む。)により算出される金額(次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)、(3) [略]

2～6 [略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第15条 [略]

2、3 [略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理

の規定を含む。)により算出される金額(次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)、(3) [略]

2～6 [略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第15条 [略]

2、3 [略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理

<p>理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 [略]</p>	<p>由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 [略]</p>
---	--

（集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正）

第2条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年12月条例第217号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第5条 第2条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載して提出した主催者、及び第1条の規定、第2条の規定による記載事項、第3条第1項但し書の規定による条件又は同条第3項に基く処分に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又は煽動者は、これを1年以下の<u>拘禁刑</u>又は5万円以</p>	<p>第5条 第2条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載して提出した主催者、及び第1条の規定、第2条の規定による記載事項、第3条第1項但し書の規定による条件又は同条第3項に基く処分に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又は煽動者は、これを1年以下の<u>懲役若しくは禁錮</u>又</p>

下の罰金に処する。

は5万円以下の罰金に処する。

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第2条の2 前条第1項及び第2条の4の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職をした職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職をした日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第2条の2 前条第1項及び第2条の4の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職をした職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職をした日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第2条の3 任命権者（特別職に属する者及び消防長にあつては、市長。以下この条において同じ。）は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職をしたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中又は公益的法人等（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への派遣の期間中若しくは特定法人（同法第10条第1項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）若しくは公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第2条の3 任命権者（特別職に属する者及び消防長にあつては、市長。以下この条において同じ。）は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職をしたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中又は公益的法人等（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への派遣の期間中若しくは特定法人（同法第10条第1項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）若しくは公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共

施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）の業務に従事していた期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中又は公益的法人等への派遣の期間中若しくは特定法人若しくは公共施設等運営権者の業務に従事していた期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに

施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）の業務に従事していた期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中又は公益的法人等への派遣の期間中若しくは特定法人若しくは公共施設等運営権者の業務に従事していた期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに

<p>反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>4～6 [略]</p>
--	---

(消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

第4条 神戸市消防団員退職報償金支給条例（昭和39年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(退職報償金支給の制限)</p> <p>第7条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(退職報償金支給の制限)</p> <p>第7条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(4) [略]</p>

(心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第5条 神戸市心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年7月条例第42号）の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（年金給付の停止）</p> <p>第10条 第8条第1項の規定により年金の給付を受ける障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由の生じた日の属する月の翌月からその事由の消滅した日の属する月の前月まで、年金の給付を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) [略] (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) [略] 	<p style="text-align: center;">（年金給付の停止）</p> <p>第10条 第8条第1項の規定により年金の給付を受ける障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由の生じた日の属する月の翌月からその事由の消滅した日の属する月の前月まで、年金の給付を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) [略] (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) [略]

（下水道条例の一部改正）

第6条 神戸市下水道条例（昭和50年10月条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（工事に係る指定の基準）</p> <p>第8条の2 市長は、前条第1項又は第3項の指定（以下この条から第8条の4までにおいて「指定」という。）の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 指定の申請をする者（法人にあつては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。））がその営業に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過していること。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p style="text-align: center;">（責任技術者に係る指定の基準）</p> <p>第8条の9 市長は、前条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の指定（以下この</p>	<p style="text-align: center;">（工事に係る指定の基準）</p> <p>第8条の2 市長は、前条第1項又は第3項の指定（以下この条から第8条の4までにおいて「指定」という。）の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 指定の申請をする者（法人にあつては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。））がその営業に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過していること。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p style="text-align: center;">（責任技術者に係る指定の基準）</p> <p>第8条の9 市長は、前条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の指定（以下この</p>

<p>条から第8条の11までにおいて「指定」という。)の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定の申請をする者がその職務に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。</p> <p>(3)～(6) [略]</p>	<p>条から第8条の11までにおいて「指定」という。)の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定の申請をする者がその職務に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。</p> <p>(3)～(6) [略]</p>
--	---

(神戸国際港都建設事業第一種市街地再開発事業施行規程の一部改正)

第7条 神戸国際港都建設事業第一種市街地再開発事業施行規程(昭和56年12月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(委員の欠格事由等)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(委員の欠格事由等)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>(1) [略]</p>

<p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>2、3 [略]</p>	<p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>2、3 [略]</p>
---	--

(消防団条例の一部改正)

第8条 神戸市消防団条例（昭和58年10月条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)、(3) [略]</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)、(3) [略]</p>

(浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第9条 神戸市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年10月条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第17条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(罰則)</p> <p>第17条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

(神戸国際港都建設事業第二種市街地再開発事業施行規程の一部改正)

第10条 神戸国際港都建設事業第二種市街地再開発事業施行規程(昭和61年6月条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(委員の欠格事由等)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることのできな</p>	<p>(委員の欠格事由等)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることのできな</p>

い。 (1) [略] (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2、3 [略]	い。 (1) [略] (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2、3 [略]
--	---

(緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例の一部改正)

第11条 緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成3年4月条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第19条 第9条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第19条 第9条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)、(2) [略]	第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)、(2) [略]

(廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部改正)

第12条 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成5年3月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第54条 第18条の7第1項又は第18条の8の規定による命令に違反した者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第54条 第18条の7第1項又は第18条の8の規定による命令に違反した者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
第55条 第18条の6第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 第18条の6第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

（中央卸売市場業務条例の一部改正）

第13条 神戸市中央卸売市場業務条例（令和2年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(卸売業務の許可)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 市長は第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ [略]</p> <p>(4)～(6) [略]</p>	<p>(卸売業務の許可)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 市長は第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ [略]</p> <p>(4)～(6) [略]</p>
<p>(仲卸業務の許可)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p>	<p>(仲卸業務の許可)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p>

(1) 申請者が次のいずれかに該当する者であるとき。

ア [略]

イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ～オ [略]

(2)、(3) [略]

(関連事業の許可)

第32条 [略]

2 [略]

3 市長は、前項の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。ただし、市場の利用者に便益を提供する業務にあつては第4号に該当する場合を除き、許可することができる。

(1) [略]

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)～(5) [略]

(1) 申請者が次のいずれかに該当する者であるとき。

ア [略]

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ～オ [略]

(2)、(3) [略]

(関連事業の許可)

第32条 [略]

2 [略]

3 市長は、前項の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。ただし、市場の利用者に便益を提供する業務にあつては第4号に該当する場合を除き、許可することができる。

(1) [略]

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)～(5) [略]

(土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例の一部改正)

第14条 神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和2

年6月条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(罰則) 第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(7) [略] 第45条 第36条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(7) [略] 第45条 第36条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に旧刑法(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号)をいう。以下同じ。)第

12条に規定する懲役又は旧刑法第13条に規定する禁錮が含まれるときは、当該懲役又は禁錮は、それぞれの刑と長期及び短期を同じくする拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の神戸市職員退職手当金条例第11条の3第1項第1号の規定及び第3条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例第2条の3第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 6 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した事件につき禁錮以上の刑（死刑を除く。）に処せられなかった者は、第3条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例第2条の3第3項第1号の規定の適用については、拘禁刑以上の刑に処せられなかった者とみなす。
（施行の細目）
- 7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、規則で定める。

理 由

刑法（明治40年法律第45号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。

第 4 号議案

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例の件
神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例
(事務分掌条例の一部改正)

第 1 条 神戸市事務分掌条例(平成15年10月条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(局の設置並びに分掌事務) 第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第 1 項後段の規定により設置する局及びその分掌する事務は、次のとおりとする。 <u>危機管理局</u>	(局及び <u>室</u> の設置並びに分掌事務) 第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第 1 項後段の規定により設置する局及び <u>室並びに</u> その分掌する事務は、次のとおりとする。 <u>市長室</u> <u>(1) 秘書に関する事項</u> <u>(2) 国際化の推進に関する事項</u> <u>(3) 広聴及び広報に関する事項</u> <u>危機管理室</u>

<p>[略]</p> <p>企画調整局</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 秘書に関する事項</u></p> <p><u>(5) 広聴及び広報に関する事項</u></p> <p><u>(6)、(7) [略]</u></p> <p>地域協働局 [略]</p> <p>行財政局</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 他の局の所管に属しない事項</p> <p>文化スポーツ局～環境局 [略]</p> <p>経済観光局</p> <p>(1) 商業、工業<u>及び農林水産業</u>に関する事項</p> <p>(2) <u>貿易、観光及び企業誘致</u>に関する事項</p> <p><u>(3) 戦略的な国際交流に関する事項</u></p> <p>建設局 [略]</p> <p>都市局</p> <p>(1) 都市計画に関する事項</p> <p>(2) <u>産業団地整備</u>に関する事項</p> <p>建築住宅局、港湾局 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>企画調整局</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4)、(5) [略]</u></p> <p>地域協働局 [略]</p> <p>行財政局</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 他の局<u>及び室</u>の所管に属しない事項</p> <p>文化スポーツ局～環境局 [略]</p> <p>経済観光局</p> <p>(1) 商業、工業、<u>貿易、観光及び企業誘致</u>に関する事項</p> <p>(2) <u>農林水産業</u>に関する事項</p> <p>建設局 [略]</p> <p>都市局</p> <p>(1) 都市計画に関する事項</p> <p>(2) <u>新都市整備</u>に関する事項</p> <p>建築住宅局、港湾局 [略]</p>
---	--

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第2条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
(1) 市長の附属機関(次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。)		(1) 市長の附属機関(次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。)	
附属機関	担任する事務	附属機関	担任する事務
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市企画調整局指定管理者選定評価委員会	地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の候補者の選定及び指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価に関する事務	神戸市市長室指定管理者選定評価委員会	地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の候補者の選定及び指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価に関する事務
[略]		神戸市企画調整局指定管理者選定評価委員会	
[略]		[略]	

[略]	[略]	[略]	[略]
(2)～(4) [略]		(2)～(4) [略]	

(手数料条例の一部改正)

第3条 神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第6条 市長は、 <u>健康局健康科学研究</u> 所に検査を依頼する者に対し、別表第16に定める額の範囲内で規則で定める額の手数料を徴収する。	第6条 市長は、 <u>健康局保健所健康科学研究</u> 所に検査を依頼する者に対し、別表第16に定める額の範囲内で規則で定める額の手数料を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(防災会議条例の一部改正)

- 2 神戸市防災会議条例（昭和38年4月条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第 8 条 防災会議の庶務は、 <u>危機管理局</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 防災会議の庶務は、 <u>危機管理室</u> において処理する。

(国民保護協議会条例の一部改正)

3 神戸市国民保護協議会条例（平成18年3月条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第 7 条 協議会の庶務は、 <u>危機管理局</u> において処理する。	(庶務) 第 7 条 協議会の庶務は、 <u>危機管理室</u> において処理する。

理 由

職制を改正するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 5 号議案

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例

神戸市職員定数条例(昭和24年9月条例第146号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>7,920人</u> (うち福祉事務所職員 <u>964人</u>)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,210人</u> (うち教育職員 <u>8,479人</u>)</p> <p>(6) 消防職員 <u>1,494人</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>7,930人</u> (うち福祉事務所職員 <u>975人</u>)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,125人</u> (うち教育職員 <u>8,375人</u>)</p> <p>(6) 消防職員 <u>1,473人</u></p>

(7) [略]	(7) [略]
(8) 農業委員会の事務部局の職員 <u>14人</u>	(8) 農業委員会の事務部局の職員 <u>11人</u>
(9) [略]	(9) [略]
(10) 水道局の職員 <u>568人</u>	(10) 水道局の職員 <u>573人</u>
(11) 合計 <u>20,273人</u>	(11) 合計 <u>20,179人</u>
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

事務事業の増減に伴い職員定数を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 6 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体）</p> <p>第 8 条の 2 法第 6 条第 2 項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、別表第 1 第 1 号から第 5 号まで、第 7 号、第 10 号から第 14 号まで、第 16 号、第 20 号、第 24 号、第 25 号、第 28 号、第 33 号、第 34 号、第 36 号から第 38 号まで及び第 41 号に掲げる団体とする。</p>	<p>（給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体）</p> <p>第 8 条の 2 法第 6 条第 2 項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、別表第 1 第 1 号から第 6 号まで、第 8 号、第 11 号から第 15 号まで、第 17 号、第 21 号、第 25 号、第 26 号、第 29 号、第 32 号から第 40 号まで、第 43 号、第 44 号、第 46 号から第 48 号まで及び第 51 号に掲げる団体とする。</p>

別表第1（第2条、第8条の2関係）

(1)～(3) [略]

(4)～(10) [略]

(11) 公益財団法人こうべ産業・就
労支援財団

(12)～(30) [略]

(31)～(41) [略]

別表第2（第10条関係）

(1)～(7) [略]

別表第1（第2条、第8条の2関係）

(1)～(3) [略]

(4) 公益財団法人神戸いきいき勤労
財団

(5)～(11) [略]

(12) 公益財団法人神戸市産業振興
財団

(13)～(31) [略]

(32) 社会福祉法人神戸市東灘区社
会福祉協議会

(33) 社会福祉法人神戸市灘区社会
福祉協議会

(34) 社会福祉法人神戸市中央区社
会福祉協議会

(35) 社会福祉法人神戸市兵庫区社
会福祉協議会

(36) 社会福祉法人神戸市北区社会
福祉協議会

(37) 社会福祉法人神戸市長田区社
会福祉協議会

(38) 社会福祉法人神戸市須磨区社
会福祉協議会

(39) 社会福祉法人神戸市垂水区社
会福祉協議会

(40) 社会福祉法人神戸市西区社会
福祉協議会

(41)～(51) [略]

別表第2（第10条関係）

(1)～(7) [略]

<u>(8)～(16)</u> [略]	<u>(8) 神戸航空貨物ターミナル株式会 社</u> <u>(9)～(17)</u> [略]
---------------------	--

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

職員を派遣することができる団体を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 7 号議案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例（平成14年12月条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>令和 7 年 4 月分</u> から <u>令和 8 年 3 月分</u> までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものの給与に	<u>令和 6 年 4 月分</u> から <u>令和 7 年 3 月分</u> までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものの給与に

<p>関する条例（昭和26年3月条例第9号） 第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>3 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>関する条例（昭和26年3月条例第9号） 第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>3 この条例は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
---	---

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例（平成11年10月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、<u>令和7年度</u>の6月1日</p>	<p>特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、<u>令和6年度</u>の6月1日</p>

<p>及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては<u>100分の227.5</u>（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては<u>100分の227.5</u>（市長にあつては<u>100分の227.5</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の227.5</u>に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p>	<p>及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては<u>100分の232.5</u>（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては<u>100分の232.5</u>（市長にあつては<u>100分の232.5</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の232.5</u>に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p>
--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の特例に関する条例附則第3項の改正規定及び第2条中神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

市長及び副市長の給料月額及び期末手当の減額を継続するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 8 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給料表) 第 3 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1)～(5) [略] (6) <u>特定任期付職員給料表(別表第 6)</u>	(給料表) 第 3 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1)～(5) [略]
2 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、第20条の2に規定する	2 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、 <u>第3条の3及び第20条</u>

職員以外の全ての職員に適用するものとする。

3 職員（指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第3条第1項の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第7に定める級別基準職務表に定めるとおりとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

4 [略]

第3条の3 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

の2に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。

3 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第6に定める級別基準職務表に定めるとおりとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

4 [略]

第3条の3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第3条第1項の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料月額は、別表第5に定める給料月額を超えない範囲内で任命権者が定める。

2 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第6に掲げる号給により難いときは、前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（別表第5の8号給の額未満の額に限る。）又は別表第5の8号給の額に相当する額に決定することができる。

3 第1項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（昇給等の基準）

第4条 [略]

2～7 [略]

8 次の各号に掲げる職員の第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

（昇給等の基準）

第4条 [略]

2～7 [略]

8 前項の規定にかかわらず、55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）以上の職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後における第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である

場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日後の最初の4月1日以後に在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

9～12 [略]

13 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）及び任期付職員法第4条の規定により採用された職員（以下「任期付フルタイム勤務職員」という。）の職務の級は、別表第8の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

14 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任

9～12 [略]

13 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）及び任期付職員法第4条の規定により採用された職員（以下「任期付フルタイム勤務職員」という。）の職務の級は、別表第7の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

14 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任

用職員」という。)の職務の級は、人事委員会規則で定める者を除き、別表第9の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

(扶養手当)

第7条 [略]

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(5) [略]

3 扶養手当の月額は、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については6,500円、同項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき14,500円とする。

4 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、同項の額に、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の

用職員」という。)の職務の級は、人事委員会規則で定める者を除き、別表第8の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

(扶養手当)

第7条 [略]

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2)～(6) [略]

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき12,000円とする。

4 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、同項の額に、5,000円に特定期

数を乗じて得た額を加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第8条 削除

間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を加算した額とする。

第8条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（前条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、

扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者の退職又は死亡の日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属す

(通勤手当)

第9条 [略]

2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の

る月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(通勤手当)

第9条 [略]

2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数

月数を乗じて得た額)とする。

3～10 [略]

(単身赴任手当)

第9条の2 公署を異にする異動又は
在勤する公署の移転に伴い、住居を
移転し、父母の疾病その他の人事委
員会規則で定めるやむを得ない事情
により、同居していた配偶者(届出を
しないが事実上婚姻関係と同様の事
情にある者を含む。以下同じ。)と別
居することとなつた職員で、当該異
動又は公署の移転の直前の住居から
当該異動又は公署の移転の直後に在
勤する公署に通勤することが通勤距
離等を考慮して人事委員会規則で定
める基準に照らして困難であると認
められるもののうち、単身で生活す
ることを常況とする職員には、単身
赴任手当を支給する。ただし、配偶者
の住居から在勤する公署に通勤す
ることが、通勤距離等を考慮して人事
委員会規則で定める基準に照らして
困難であると認められない場合は、
この限りでない。

2～4 [略]

(給与の減額)

第12条 職員(会計年度任用職員(法第
22条の2第1項に規定する会計年度
任用職員をいう。以下同じ。))を除く。

を乗じて得た額)とする。

3～10 [略]

(単身赴任手当)

第9条の2 公署を異にする異動又は
在勤する公署の移転に伴い、住居を
移転し、父母の疾病その他の人事委
員会規則で定めるやむを得ない事情
により、同居していた配偶者と別居
することとなつた職員で、当該異動
又は公署の移転の直前の住居から当
該異動又は公署の移転の直後に在勤
する公署に通勤することが通勤距離
等を考慮して人事委員会規則で定め
る基準に照らして困難であると認め
られるもののうち、単身で生活す
ることを常況とする職員には、単身赴
任手当を支給する。ただし、配偶者の
住居から在勤する公署に通勤す
ることが、通勤距離等を考慮して人事
委員会規則で定める基準に照らして困
難であると認められない場合は、こ
の限りでない。

2～4 [略]

(給与の減額)

第12条 職員(会計年度任用職員(法第
22条の2第1項に規定する会計年度
任用職員をいう。以下同じ。))を除く。

以下この条において同じ。)が勤務しないとき(次項に規定するときを除く。)は、勤務時間条例第8条第1項に規定する職員の休日(以下単に「休日」という。)である場合、休暇(勤務時間条例第13条に規定する介護休暇及び勤務時間条例第13条の2に規定する介護時間並びに人事委員会規則で定める特別休暇を除く。)による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認(神戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第71号)第16条に規定する部分休業の承認並びに勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認を除く。)があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2～4 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 [略]

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外に勤務した場合は、当該職員には、管理職員

以下この条において同じ。)が勤務しないとき(次項に規定するときを除く。)は、勤務時間条例第8条第1項に規定する職員の休日(以下単に「休日」という。)である場合、休暇(勤務時間条例第13条に規定する介護休暇及び勤務時間条例第13条の2に規定する介護時間を除く。)による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認(神戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第71号)第16条に規定する部分休業の承認並びに勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認を除く。)があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2～4 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 [略]

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外に勤務した場合は、当該職員には、管理職員

特別勤務手当を支給することができる。

3、4 [略]

(特定の職員についての適用除外及び特例)

第16条の3 [略]

2 [略]

3 指定職給料表の適用を受ける職員については、第4条、第7条、第8条の3から第10条の7まで、第13条、第14条第2項、第15条及び第16条の規定は適用しない。

4 [略]

5 特定任期付職員については、第4条、第7条、第8条の3、第10条の2から第10条の7まで、第13条、第14条第2項及び第15条の規定は、適用しない。

6、7 [略]

第23条 [略]

特別勤務手当を支給することができる。

3、4 [略]

(特定の職員についての適用除外及び特例)

第16条の3 [略]

2 [略]

3 指定職給料表の適用を受ける職員については、第4条、第7条、第8条、第8条の3から第10条の7まで、第13条、第14条第2項、第15条及び第16条の規定は適用しない。

4 [略]

5 特定任期付職員については、第4条、第7条、第8条、第8条の3、第10条の2から第10条の7まで、第13条、第14条第2項及び第15条の規定は、適用しない。

6、7 [略]

(特定任期付職員業績手当)

第19条の2 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し、当該職員の給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

2 前項の特定任期付職員業績手当の支給方法については、人事委員会が定める。

第23条 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前										
別表第1 行政職給料表 (第3条関係)										別表第1 行政職給料表 (第3条関係)										
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	給料月額	給料月額			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	円	円			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	円	円	
	1							370,600	537,800	1								370,600	480,600	
	2							373,100	548,300	2								373,100	484,200	
	3							375,600	558,500	3									375,600	487,800
	4							378,100	567,900	4									378,100	491,300
	5							380,500	576,500	5									380,500	494,800
	6							383,700	583,900	6									383,700	498,400
	7							386,900	591,000	7									386,900	502,000
	8							390,100	598,100	8									390,100	505,600
	9							393,300	604,600	9									393,300	509,000
	10							396,700	610,200	10									396,700	512,600
	11							400,100	614,700	11									400,100	516,200
	12							403,500	618,200	12									403,500	519,800
	13							406,800	621,200	13									406,800	523,100
	14							410,200	623,700	14									410,200	526,800
	15							413,600	625,700	15									413,600	530,500
	16							417,000	627,200	16									417,000	534,200
	17							420,300	628,200	17									420,300	537,800
	18							423,800	629,200	18									423,800	541,300
	19							427,300		19									427,300	544,800
	20							430,700		20									430,700	548,300
	21							434,100		21									434,100	551,800
	22							437,600		22									437,600	555,200
	23							441,100		23									441,100	558,500
	24							444,600		24									444,600	561,800
	25							448,000		25									448,000	564,900
	26							451,400		26									451,400	567,900
	27							454,700		27									454,700	570,800
	28							458,000		28									458,000	573,700
	29							461,200		29									461,200	576,500
	30							464,400		30									464,400	578,400
	31							467,500		31									467,500	580,300
	32							470,600		32									470,600	582,200
	33							473,700		33									473,700	583,900
	34							476,700		34									476,700	585,700
	35							479,700		35									479,700	587,500
	36							482,700		36									482,700	589,300
	37							485,700		37									485,700	591,000
	38							488,700		38									488,700	592,200
	39							491,700		39									491,700	593,400
	40							494,600		40									494,600	594,600
	41							497,500		41									497,500	595,700
	42							499,800		42									499,800	596,900
	43							502,100		43									502,100	598,100
	44							504,300		44									504,300	599,300
	45							506,200		45									506,200	600,400
	46							507,700		46									507,700	601,300
	47							509,200		47									509,200	602,200
	48							510,700		48									510,700	603,100
	49							512,100		49									512,100	603,800
	50							512,900		50									512,900	604,600
	51							513,700		51									513,700	605,400
	52							514,500		52									514,500	606,200
	53							515,400		53									515,400	607,000
	54							516,100		54									516,100	607,800
	55							516,800		55									516,800	608,600
56							517,500		56									517,500	609,400	

57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119

518,300
519,000
519,700
520,400
521,000
521,700
522,400
523,100
523,700
524,400
525,100
525,800
526,400
527,500
528,600
529,700
530,600
531,700
532,800
533,900
535,000

57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119

518,300
519,000
519,700
520,400
521,000
521,700
522,400
523,100
523,700
524,400
525,100
525,800
526,400
527,500
528,600
529,700
530,600
531,700
532,800
533,900
535,000
536,200
537,300
538,400
539,400

610,200
611,000
611,800
612,600
613,400

120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
定年前再 任用短時 間勤務職 員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	基準給料月 額	基準給料月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,900	210,700	257,800	291,400	309,000 (332,400) (386,400)	366,200	416,700	450,700	

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に8,800円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
定年前再 任用短時 間勤務職 員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	基準給料月 額	基準給料月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,900	210,700	257,800	291,400	309,000 (332,400) (386,400)	366,200	416,700	450,700	

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121

519,700
520,400
521,000
521,700
522,400
523,100
523,700
524,400
525,100
525,800
526,400
527,500
528,600
529,700
530,600
531,700
532,800
533,900
535,000

59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121

519,700
520,400
521,000
521,700
522,400
523,100
523,700
524,400
525,100
525,800
526,400
527,500
528,600
529,700
530,600
531,700
532,800
533,900
535,000
536,200
537,300
538,400
539,400

122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
定年前再 任用短時 間勤務職 員		[略] 円	[略] 円	[略] 円	[略] 円	[略] 円	[略] 円	基準給料月額 円
		187,900	210,700	257,800	291,400	309,000 (332,400) (386,400)	366,200	416,700

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に8,800円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
定年前再 任用短時 間勤務職 員		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	基準給料月額
		187,900	210,700	257,800	291,400	309,000 (332,400) (386,400)	366,200	416,700

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		236,000	283,900	318,700 (338,300) (357,900) (386,400)	353,400	429,400

備考 [略]

ウ 教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		236,000	283,900	318,700 (338,300) (357,900) (386,400)	353,400	429,400

備考 [略]

ウ 教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円

間勤務職員	224,300	278,300	345,500
-------	---------	---------	---------

備考 [略]

エ [略]

オ 教育職給料表(5)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		229,300	275,700	302,900 (329,300) (357,700) (386,200)	329,400	410,500

備考 [略]

間勤務職員	224,300	278,300	345,500
-------	---------	---------	---------

備考 [略]

エ [略]

オ 教育職給料表(5)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		229,300	275,700	302,900 (329,300) (357,700) (386,200)	329,400	410,500

備考 [略]

別表第4 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		[略]	[略]	[略]	[略]	給料月額 円
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	[略]	[略]	[略]	[略]	598,100
	2	[略]	[略]	[略]	[略]	604,600
	3	[略]	[略]	[略]	[略]	610,200
	4	[略]	[略]	[略]	[略]	614,700
	5	[略]	[略]	[略]	[略]	618,200
	6	[略]	[略]	[略]	[略]	621,200
	7	[略]	[略]	[略]	[略]	623,700
	8	[略]	[略]	[略]	[略]	625,700
	9	[略]	[略]	[略]	[略]	627,200
	10	[略]	[略]	[略]	[略]	628,200
	11	[略]	[略]	[略]	[略]	629,200
	12	[略]	[略]	[略]	[略]	
	13	[略]	[略]	[略]	[略]	
	14	[略]	[略]	[略]	[略]	
	15	[略]	[略]	[略]	[略]	
	16	[略]	[略]	[略]	[略]	
	17	[略]	[略]	[略]	[略]	
	18	[略]	[略]	[略]	[略]	
	19	[略]	[略]	[略]	[略]	
	20	[略]	[略]	[略]	[略]	
	21	[略]	[略]	[略]	[略]	
	22	[略]	[略]	[略]	[略]	
	23	[略]	[略]	[略]	[略]	
	24	[略]	[略]	[略]	[略]	
	25	[略]	[略]	[略]	[略]	
	26	[略]	[略]	[略]	[略]	
	27	[略]	[略]	[略]	[略]	
	28	[略]	[略]	[略]	[略]	
	29	[略]	[略]	[略]	[略]	
	30	[略]	[略]	[略]	[略]	
	31	[略]	[略]	[略]	[略]	
	32	[略]	[略]	[略]	[略]	
	33	[略]	[略]	[略]	[略]	
	34	[略]	[略]	[略]	[略]	
	35	[略]	[略]	[略]	[略]	
	36	[略]	[略]	[略]	[略]	
37	[略]	[略]	[略]	[略]		
38	[略]	[略]	[略]	[略]		
39	[略]	[略]	[略]	[略]		
40	[略]	[略]	[略]	[略]		
41	[略]	[略]	[略]	[略]		
42	[略]	[略]	[略]	[略]		
43	[略]	[略]	[略]	[略]		
44	[略]	[略]	[略]	[略]		
45	[略]	[略]	[略]	[略]		
46	[略]	[略]	[略]	[略]		
47	[略]	[略]	[略]	[略]		
48	[略]	[略]	[略]	[略]		
49	[略]	[略]	[略]	[略]		
50	[略]	[略]	[略]	[略]		
51	[略]	[略]	[略]	[略]		
52	[略]	[略]	[略]	[略]		
53	[略]	[略]	[略]	[略]		
54	[略]	[略]	[略]	[略]		
55	[略]	[略]	[略]	[略]		
56	[略]	[略]	[略]	[略]		

別表第4 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	[略]	[略]	[略]	[略]
	2	[略]	[略]	[略]	[略]
	3	[略]	[略]	[略]	[略]
	4	[略]	[略]	[略]	[略]
	5	[略]	[略]	[略]	[略]
	6	[略]	[略]	[略]	[略]
	7	[略]	[略]	[略]	[略]
	8	[略]	[略]	[略]	[略]
	9	[略]	[略]	[略]	[略]
	10	[略]	[略]	[略]	[略]
	11	[略]	[略]	[略]	[略]
	12	[略]	[略]	[略]	[略]
	13	[略]	[略]	[略]	[略]
	14	[略]	[略]	[略]	[略]
	15	[略]	[略]	[略]	[略]
	16	[略]	[略]	[略]	[略]
	17	[略]	[略]	[略]	[略]
	18	[略]	[略]	[略]	[略]
	19	[略]	[略]	[略]	[略]
	20	[略]	[略]	[略]	[略]
	21	[略]	[略]	[略]	[略]
	22	[略]	[略]	[略]	[略]
	23	[略]	[略]	[略]	[略]
	24	[略]	[略]	[略]	[略]
	25	[略]	[略]	[略]	[略]
	26	[略]	[略]	[略]	[略]
	27	[略]	[略]	[略]	[略]
	28	[略]	[略]	[略]	[略]
	29	[略]	[略]	[略]	[略]
	30	[略]	[略]	[略]	[略]
	31	[略]	[略]	[略]	[略]
	32	[略]	[略]	[略]	[略]
	33	[略]	[略]	[略]	[略]
	34	[略]	[略]	[略]	[略]
	35	[略]	[略]	[略]	[略]
	36	[略]	[略]	[略]	[略]
37	[略]	[略]	[略]	[略]	
38	[略]	[略]	[略]	[略]	
39	[略]	[略]	[略]	[略]	
40	[略]	[略]	[略]	[略]	
41	[略]	[略]	[略]	[略]	
42	[略]	[略]	[略]	[略]	
43	[略]	[略]	[略]	[略]	
44	[略]	[略]	[略]	[略]	
45	[略]	[略]	[略]	[略]	
46	[略]	[略]	[略]	[略]	
47	[略]	[略]	[略]	[略]	
48	[略]	[略]	[略]	[略]	
49	[略]	[略]	[略]	[略]	
50	[略]	[略]	[略]	[略]	
51	[略]	[略]	[略]	[略]	
52	[略]	[略]	[略]	[略]	
53	[略]	[略]	[略]	[略]	
54	[略]	[略]	[略]	[略]	
55	[略]	[略]	[略]	[略]	
56	[略]	[略]	[略]	[略]	

57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	-
		289,700	342,600	383,800	450,600	-

備考 [略]

57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
		289,700	342,600	383,800	450,600	

備考 [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 187,900	基準給料月額 円 210,700	基準給料月額 円 257,800	基準給料月額 円 291,400	基準給料月額 円 309,000 (332,400) (386,400)	基準給料月額 円 366,200

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に8,800円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 187,900	基準給料月額 円 210,700	基準給料月額 円 257,800	基準給料月額 円 291,400	基準給料月額 円 309,000 (332,400) (386,400)	基準給料月額 円 366,200

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																						
<p><u>別表第6 特定任期付職員給料表（第3条関係）</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">号給</th> <th style="width: 85%; text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">392,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">440,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">492,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">555,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">634,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">740,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">864,000</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u> この表は、特定任期付職員に適用する。</p>	号給	給料月額		円	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000	<p><u>別表第6 級別基準職務表（第3条関係）</u></p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 医療職給料表(1)級別基準職務表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務 の級</th> <th style="width: 85%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務 の級	基準となる職務		
号給	給料月額																						
	円																						
1	392,000																						
2	440,000																						
3	492,000																						
4	555,000																						
5	634,000																						
6	740,000																						
7	864,000																						
職務 の級	基準となる職務																						
<p><u>別表第7 級別基準職務表（第3条関係）</u></p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 医療職給料表(1)級別基準職務表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務 の級</th> <th style="width: 85%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務 の級	基準となる職務			<p><u>別表第6 級別基準職務表（第3条関係）</u></p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 医療職給料表(1)級別基準職務表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務 の級</th> <th style="width: 85%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務 の級	基準となる職務																
職務 の級	基準となる職務																						
職務 の級	基準となる職務																						

[略]	[略]	[略]	[略]
4級	[略]	4級	[略]
5級	局長の職務		
(9) [略]		(9) [略]	
別表第8 [略]		別表第7 [略]	
別表第9 [略]		別表第8 [略]	

第2条 [略]

(市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。	2 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、 <u>特定任期付職員業績手当</u> 及び

退職手当とする。

(特定任期付職員業績手当)

第11条の3 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し、当該職員の給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第2条 [略] 2 期末手当の額は、算定基礎額に100分の125(特別職に属する者にあつては100分の227.5(公営企業の管理者にあつては100分の230)、管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員(神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第5号	(期末手当) 第2条 [略] 2 期末手当の額は、算定基礎額に100分の125(特別職に属する者にあつては100分の227.5(公営企業の管理者にあつては100分の230)、管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員(神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第5号

に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。)(以下これらを「特定幹部職員」という。)にあつては100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3～5 [略]

(勤勉手当)

第3条 勤勉手当は、6月1日又は12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(特別職に属する者を除く。以下この項において同じ。)に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職をし、又は死亡をした職員についても、同様とする。

2～6 [略]

に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。)(以下これらを「特定幹部職員」という。)にあつては100分の105、特定任期付職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)にあつては100分の230)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3～5 [略]

(勤勉手当)

第3条 勤勉手当は、6月1日又は12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(特別職に属する者及び特定任期付職員を除く。以下この項において同じ。)に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職をし、又は死亡をした職員についても、同様とする。

2～6 [略]

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
前各項以外の附属機関の構成員その他の非常勤の職員	勤務1日につき <u>34,700円</u> を超えない範囲内で任命権者が定める額。ただし、任命権者が特に必要があると認められた場合は、勤務1月につき給与条例別表第5に定める給料月額を報酬の基準額とし当該基準	[略]	前各項以外の附属機関の構成員その他の非常勤の職員	勤務1日につき <u>34,300円</u> を超えない範囲内で任命権者が定める額。ただし、任命権者が特に必要があると認められた場合は、勤務1月につき給与条例別表第5に定める給料月額を報酬の基準額とし当該基準	[略]

額を超えない 範囲内で任命 権者が定める 額	額を超えない 範囲内で任命 権者が定める 額
備考 [略]	備考 [略]

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)

第6条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年1月条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
(1)～(11) [略]	(1)～(11) [略]
<u>(12) 山間部等業務手当</u>	<u>(12) 鳥獣捕獲業務手当</u>
(13)～(20) [略]	(13)～(20) [略]
<u>(21) 夏季作業手当</u>	<u>(21) 削除</u>
(22)～(30) [略]	(22)～(30) [略]
<u>(31) 緊急対応待機手当</u>	<u>(31) 児童保護業務緊急対応待機手 当</u>
(32)～(36) [略]	(32)～(36) [略]

(ケースワーク業務手当)

第6条 ケースワーク業務手当は、福祉局相談支援課若しくはくらし支援課更生センター、健康局保健所保健課若しくは精神保健福祉センター、こども家庭局総合療育センター、東部療育センター若しくは西部療育センター又は区役所保健福祉部（北神区役所保健福祉課並びに区役所支所保健福祉課及び生活支援課を含む。以下同じ。）に勤務する職員でケースワーク業務のうち規則で定めるものに従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

(夏季作業手当)

第24条 夏季作業手当は、規則で定める温度の高い環境下における業務に1日当たり1時間以上従事したものに対して支給し、その額は、日額200円（当該業務に従事する時間が1日当たり3時間以上となるものに対しては日額500円）とする。

(船長等業務手当)

第27条 船長等業務手当は、港湾局海務課に勤務する職員で港湾局に所属する船舶における船長又は機関長の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額150円とする。

(ケースワーク業務手当)

第6条 ケースワーク業務手当は、福祉局くらし支援課更生センター、健康局保健所保健課若しくは精神保健福祉センター、こども家庭局総合療育センター、東部療育センター若しくは西部療育センター又は区役所保健福祉部（北神区役所保健福祉課及び区役所支所保健福祉課を含む。以下同じ。）に勤務する職員でケースワーク業務のうち規則で定めるものに従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

第24条 削除

(船長等業務手当)

第27条 船長等業務手当は、港湾局海務課に勤務する船長、機関長、航海士又は機関士で港湾局に所属する船舶における船長又は機関長の業務に従事するものに対して支給し、その額

(緊急対応待機手当)

第34条 緊急対応待機手当は、規則で定める業務に係る緊急対応のために待機を命ぜられたものに対して支給し、その額は、1回につき700円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

第36条 [略]

(災害応急対応等派遣手当)

第38条 災害応急対応等派遣手当は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した本市の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する職員（規則で定める者を除く。）に対して支給し、その額は、日額1,080円とする。

2 前項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、規則に定める時間帯又は区域において前項に掲げる業務に従事する場合にあっては、日額2,160円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(海外派遣手当)

第39条 [略]

2 [略]

は、日額150円とする。

(児童保護業務緊急対応待機手当)

第34条 児童保護業務緊急対応待機手当は、こども家庭局こども家庭センターに勤務する職員で児童保護業務に係る緊急対応のために待機を命ぜられたものに対して支給し、その額は、1回につき700円とする。

第36条 [略]

(災害応急対応等派遣手当)

第38条 災害応急対応等派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した本市の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する職員（規則で定める者を除く。）に対して支給し、その額は、日額1,000円とする。

2 前項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域において前項に掲げる業務に従事する場合にあっては、日額2,000円とする。

(海外派遣手当)

第39条 [略]

2 [略]

3 前項第3号に掲げるもののほか、教育に関し特別の事情が認められることにより年少子女が学校教育その他の教育を受けるのに相当な経費を要すると市長が認める勤務地に係る外国勤務者に対しては、年少子女1人につき、次に掲げる額のうちいずれか少ない額から法第15条第2項に規定する自己負担額を控除した額（当該年少子女が学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園に相当するものとして市長が認める教育施設において教育を受ける場合にあっては、51,000円を限度とする。）を加算した額を、規則で定める換算率により外国通貨に換算した額（市長が特に必要があると認める外国勤務者については、当該年少子女1人につき、当該加算した額）を支給する。

(1)、(2) [略]

(支給方法)

第41条 [略]

2、3 [略]

4 第39条の規定による海外派遣手当に外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 前項第3号に掲げるもののほか、教育に関し特別の事情が認められることにより年少子女が学校教育その他の教育を受けるのに相当な経費を要すると市長が認める勤務地に係る外国勤務者に対しては、年少子女1人につき、次に掲げる額のうちいずれか少ない額から法第15条の2第2項に規定する自己負担額を控除した額（当該年少子女が学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園に相当するものとして市長が認める教育施設において教育を受ける場合にあっては、51,000円を限度とする。）を加算した額を、規則で定める換算率により外国通貨に換算した額（市長が特に必要があると認める外国勤務者については、当該年少子女1人につき、当該加算した額）を支給する。

(1)、(2) [略]

(支給方法)

第41条 [略]

2、3 [略]

4 第39条の規定により外国通貨に換算した額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 [略]

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第2条 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「14,500円」とあるのは「13,500円」と、「とする」とあるのは、「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(号給の切替え)

第3条 施行日の前日において神戸市職員の給与等に関する条例第3条第1項第1号又は第2号の給料表の適用を受けていた職員のうち、その職務の級が7級又は8級である職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

第4条 [略]

(施行細則の委任)

第5条 第1条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め、第2条及び第6条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定め、第3条の規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定め、第4条及び第5条の規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表（附則第3条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	7級	8級
1	1	1

2	2	1
3	3	1
4	4	1
5	5	1
6	6	1
7	7	1
8	8	1
9	9	1
10	10	1
11	11	1
12	12	1
13	13	1
14	14	1
15	15	1
16	16	1
17	17	1
18	18	2
19	19	2
20	20	2
21	21	3
22	22	3
23	23	3
24	24	4
25	25	4
26	26	4
27	27	5
28	28	5
29	29	5

30	30	6
31	31	6
32	32	6
33	33	6
34	34	7
35	35	7
36	36	7
37	37	7
38	38	8
39	39	8
40	40	8
41	41	8
42	42	8
43	43	8
44	44	9
45	45	9
46	46	9
47	47	9
48	48	9
49	49	9
50	50	9
51	51	10
52	52	10
53	53	10
54	54	10
55	55	10
56	56	10
57	57	10

58	58	11
59	59	11
60	60	11
61	61	11
62	62	
63	63	
64	64	
65	65	
66	66	
67	67	
68	68	
69	69	
70	70	
71	71	
72	72	
73	73	
74	74	
75	75	
76	76	
77	77	
78	77	
79	77	
80	77	
81	77	

イ 消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

	職務の級	7 級
旧号給		
1		1

2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29

30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57

58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	77
79	77
80	77
81	77

理 由

職員の人事・給与に関する制度の見直しを実施するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 9 号議案

神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例の件
 神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例
 (都市整備等基金条例の一部改正)

第 1 条 神戸市都市整備等基金条例（平成元年 3 月条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 次に掲げる目的を達成するため、神戸市都市整備等基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(1) 公用若しくは公共用に供する土地又は公益のために必要とする土地の先行取得に資すること。</p> <p>(2) <u>公共施設の整備並びに都市計画事業及び都市景観事業等の推進に</u>資すること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 次に掲げる目的を達成するため、神戸市都市整備等基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(1) 公用若しくは公共用に供する土地又は公益のために必要とする土地の先行取得により、<u>都市の円滑な整備等に</u>資すること。</p> <p>(2) 公共施設の整備に資すること。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(まちづくり等基金条例の廃止)

2 神戸市まちづくり等基金条例(平成2年3月条例第53号)は、廃止する。

(まちづくり等基金条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際前項の規定による廃止前の神戸市まちづくり等基金条例に基づく基金に属していた財産は、第1条の規定による改正後の神戸市都市整備等基金条例に基づく基金に属する財産とする。

理 由

設置目的が類似する等の基金の見直しを行うに当たり、条例を改正及び廃止する必要があるため